

熱海市農業委員会

令和7年7月総会 議事録

1. 日 時	令和7年7月25日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 松浦 忠 佐藤 瑞生 長津 一男 出席職員（事務局） 中島 浩太郎 森野 静 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 非農地証明申請について 3. 農地法第3条の規定による許可申請について 4. 非農地証明申請について 5. 非農地証明申請について 6. 非農地証明申請について 7. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 8. 非農地証明申請について 9. 非農地証明申請について 10. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 11. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番西島さんと8番沢田さんです。議案1号は非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、上多賀 、89㎡、上多賀 、1385㎡、

	上多賀、244㎡、上多賀、343㎡、上多賀、92㎡、合計2153㎡、地目が全て、登記畑、現況原野です。耕作以外に供した年月日が平成30年の相続時には耕作されておらず、正確な年月日は不明。耕作以外の目的に供した理由は平成30年の相続時には耕作されておらず、経緯は不明。農地法所定の手続きをしなかった理由は、相続により所有権を取得したが、必要性を感じ取れずに放置していたためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	相磯さん調査に行った状況いかがですか。
相磯 恵利子委員	樹木に覆われているので、問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案2号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、相の原町、198㎡、相の原町、33㎡、合計231㎡です。地目が登記畑、現況雑木林です。耕作以外に供した年月日が昭和33年ごろ。耕作以外の目的に供した理由は昭和33年に祖母が5条許可を受け椿の育成を行っていたため。農地法所定の手続きをしなかった理由は、5条許可を受けていたため農地という認識がなかったということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	尾崎さん調査に行った状況いかがですか。
尾崎隆英推進委員	写真のとおり長く耕作を行っていない状況ですので、問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案3号農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 土地の所在が、伊豆山、855㎡、伊豆山、1051㎡、伊豆山、219㎡、伊豆山、646㎡、伊豆山、920㎡、

伊豆山、584㎡、合計4275㎡。地目が全て登記畑、現況休耕地です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地はなし。所有する機械が、動力噴霧器1台、草刈り機4台、トラック1台、ユンボ1台です。作付け作物・面積がみかん、梅、苗木で4275㎡です。農作業に従事する者が、61歳、男性、会社員、農作業経験が40年、年間農作業従事日数が100日、臨時雇用労働力がなし。備考が世帯員（年間従事日数200日）とともに農業を行うということです。住所地からの距離が徒歩3分。その他は農地の区分が第3種、農振の区分は地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

高橋さん調査に行った状況いかがですか。

高橋 恒夫委員

写真を見てもらうとわかると思いますが、今現在は林のようになってしまっています。仕事が造園業なので、その機械を使ってきれいにしてくれると思います。2年ぐらい耕作できてなかったですが、最近草刈など行われて問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。

安井 靖雄委員

写真だけではわかりにくいんですけど、道路からはかなり下がっていて道路からは入れない。隣の農地の所有者とも違うということで、そちらからも入れない。下側の細い道からは入れるという状況です。写真で見るより竹が多く、木も大きいため、現地調査の時に話をしたときに、受け入れるにしても条件付きで受け入れるしかないんじゃないかという話になりました。

事務局

事務局では苗木の育成と農業の耕作以外の目的に転用しないことという条件を入れようと思っています。

田中公一推進委員

しばらくは事務局に気にして見てもらったほうがいいと思うんですけどどうですか。

事務局

普段外に仕事に出ることも多いので、それは問題ないと思います。

山田 秀明議長

他にご意見はございませんか。許可後速やかに農地を整備することと、苗木と農業の耕作以外の目的に転用しないという条件を付けて、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

山田 秀明議長

議案4号から6号は同じ案件ですので一緒に審議したいと思います。非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号から6号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が、網代、登記畑、現況宅地、198㎡、網代、登記畑、現況宅地、257㎡、網代、登記畑、現況宅地、79㎡です。耕作以外に供した年月日が不明。耕作以外の目的に供した理由が長期にわたり耕作をしておらず、駐車場と空き地として利用している。農地法所定の手続きをしなかった理由は、相続に伴う財産調査の結果、畑であることを発見したが、それまでは宅地であると考えていた。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員

写真を見てもらうとわかると思いますが、耕作されておらず荒れているため問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案7号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、桜町、登記畑、現況駐車場・雑種地、102㎡です。転用の目的が、駐車場・資材置場。権利設定事由が資材置き場として利用したいということです。工期が令和7年8月10日から9月30日まで。権利の内容が所有権移転。その他の農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

安井さん調査に行った状況いかがですか。

安井 靖雄委員

写真を見てもらうとわかると思いますが、手前に駐車場があり、その奥に一段下がって農地があるという状況です。特に問題はないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案8号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第8号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、上多賀、登記畑、現況雑種地、152㎡です。耕作以外に

供した年月日が昭和５６年ごろ。耕作以外の目的に供した理由は亡くなった夫が、５条許可を受けて昭和５６年に倉庫を設置したが、その後、主だった利用はせず、現在は空き地のまま放置していた。農地法所定の手続きをしなかった理由は、相続により取得した農地につき、経緯は不明。その他は農地の区分が第３種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第１種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

西島さん調査に行った状況いかがですか。

西島 壽雄委員

許可後に登記をしてなかったということで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

山田 秀明議長

議案９号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第９号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、上多賀、登記畑、現況宅地、１３２㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和４２年ごろ。耕作以外の目的に供した理由は亡くなった夫が、昭和４２年に現存の建物を建築し現在に至る。農地法所定の手続きをしなかった理由は、相続により取得した農地につき、当時の経緯は不明。その他は農地の区分が第３種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第１種中高層住居専用地域です。写真を見てもらって、奥の家が申請地になります。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

議案８号はどの位置になるの。

事務局

建物の右側になります。

山田 秀明議長

議案８号は庭って感じなの。

事務局

そうです。家は道から一段上がって入って、庭は道と同じ高さになるので、段になっていますが庭って感じになっています。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

（ 異議なしの声あり ）

山田 秀明議長

議案１０号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所

在が、下多賀、登記・現況畑、338㎡です。転用の目的が、自己住宅。権利設定事由はアパートが手狭になったため勤務地に近い戸建てを検討していたため。工期が令和7年11月1日から令和8年2月28日まで、建築面積が92.33㎡、権利の内容が所有権移転。その他の農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

小松さん調査に行った状況いかがですか。

小松久峰推進委員

所有者が耕作をしていないので問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 熱中症への注意について
委員に説明し了承。
2. 農業委員会業務必携について
委員に説明し了承。
3. 農業経営支援策活用カタログ
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

7番委員 西 島 壽 雄

8番委員 沢 田 敏